

* 処理事項	通知書番号	事務所	区分	管理番号	申告区分	
				40123456		
* 処理事項	発信年月日	法人番号			申告年月日	
	通信日付印	確認	1234567890000		年 月 日	
所在地 (豊橋市が支店等の場合は本店所在地と併記)	豊橋市今橋町1番地 (電話 0532-51-2195)		この申告の基礎		1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日 の更正、決定、再更正による。	
(ふりがな) 法人名	ていしーえいち (株)TCH		事業種目	自動車部品製造業		
(ふりがな) 代表者氏名	とよはしたろう 豊橋 太郎		経理責任者氏名	豊橋 花子		
	期末現在の資本金の額	兆	十億	百万	千	円
	又は出資金の額					10000000
	期末現在の資本出資金等の額					
	又は連結個別資本金等の額					10000000

平成 30 年 7 月 1 日から令和 元年 6 月 30 日までの 事業年度分又は連結事業年度分 の市民税の 確定 申告書 *

摘要	課税標準	法人税割額	
		税率	税額
(使途秘匿金額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	10500		
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額			
国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②+③-④+⑤	10000	9.7/100	970
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥×②)	000	9.7/100	
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨			900
既に納付の確定した当期分の法人税割額			00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫			900
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	11 月 50,000 円 × 14/12	45800
	既に納付の確定した当期分の均等割額		00
	この申告により納付すべき均等割額 ⑮-⑯		45800
この申告により納付すべき市民税額 ⑬+⑰			46700
⑱のうち見込納付額			
差引 ⑱-⑲			46700

豊橋市内に所在する事務所、事業所又は寮等		分割基準		豊橋市分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち豊橋市分の従業員数	
				5
合計				5

決算確定の日	令和 元年 6 月 30 日	法人税の申告書の種類	青色・その他	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店
解散の日	年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否	口座番号(普通・当座)	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無	還付請求税額	十億 百万 千 円
この申告が中間申告の場合の計算期間	年 月 日から 年 月 日まで			法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	

関与税理士 (電話)